

議案第 2 号

基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例及び基山町
地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について

基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例及び基山町地域優良賃
貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例及び基山町
地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第 1 条 基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成 30 年条例
第 11 号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成 31 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 7 月 1 日」に改める。

(基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 基山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例(平成 30 年条例第 13 号)の一部を次
のように改正する。

附則第 1 項中「平成 31 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 7 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山町地域優良賃貸住宅「アモーレ・グランデ基山」の施設引渡日の変更に伴い、基山
町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例及び基山町地域優良賃貸住宅
設置及び管理条例を改正する必要がある。

平成 31 年 3 月 14 日原案 可 決